鳩巣先生収録

共二

リ 5
1892
2

旭巢室先生収録

一　岩田茂穂ト申老白石の舊友ヨリテ學ヲ好ミテ一尺識あるヲ以テ世ノ天道ヲ考シ物ト切問ト申ハ其ヲ其論ヲ申者今ヲ人ヲ以テ白石ニ折衷ヲ仕テ先年新井氏甲府ニ仕ル時ヲ一日ハ食後茂穂ト申ハ天道ヲ示ス福ハ一ツ福ヲ申シテ善悪ニ報ハ一ツも今ヲ申ハ其ヲ天ヲ申ものヲ以ヲ物ヲ申ハ世人知る人疑心出来テ西布ハ二ヲ初ヲ人ヲ申ものヲ善ヲ知め申義ハ報ハ人ヲ悪申義ヲ以テ八ヲ悪シ已ニ御好シ

又人ゝも教ゑの中にはなほざりごとにやはあらん
されば私ごとにはあらず人の教ゑは天地福善禍淫と
申佛氏ゝ方便のなほざりごとにやはあらんいたゞきは
る忠功を仕りまつりては賞を給はりまつりては
ゆ孫末葉にいたるまで忠義の志ある罰を仕ふ忠
人知る賞を給はりまつる毎ゝにあらはれ出るもふ
古の人知る賞を仕りまつりては君臣をのゝ
中は忠義は賞ありまつりて罰あり毎ゝ
臣忠臣の心賞を用ゐるけだものとなりまつりて

申勿論ゝゝは君道は忠を賞する義
と申て本は免角かゝれぬまでは君臣の論語ゝてゝ
觀過知仁と申て誠ゝ善惡の報ゝを申て聖人の
教ゑはいやなる中と為るゝ論を申出ゝは不忠の
知申も新井氏くもやの式家略を以て秋文伊馬ゝ為
為知式時
為先申 形式ゝ為ゝ如不知報恩ゝ申付て上通鑑
綱目形式ゝ為ゝ無愛ゝ申也ゝ給ゑは相母所不為
所為為
新井氏ゝ申は光圀 小梁安房守ゝ集ゝる聖教ゝ

中に今の安房守殺又安房守　教育院様に附大目
附役にて仰せられ大事と云ふ老中方へ
外役人中に寄合に会役一変なるしつまり同心乃
組に成る安房守殺人とふふと中に酒井雅楽頭
殿中に八安房守殺人を聞のふと中に外科医者を
こゝに呼寄なる中に此安房守殺時に中し法尋に
百中に私八代に裁判の役に成ふ所の名に中に
殿附人伊豆守殿に中し夫八殺地のこゝに中
この方に芝居と名金役にる存寄を中に成ふ同

心に成ふ八く事迷惑に成ふ中に特に改別に法尋に
八左様に中に成ふ同人に成ふ
なてに成に人の御に成とに中に此安房守殺
に中に八品今に私役の筋に遠慮に成ふ
に中に品に私に中に八大目付に仰に大目付
役に成八に中に成ふる各様に仰に成を聞し
て居 上方に成ふも方に成ふ成く各金成仕に
に成を中に成に成ふ成に中に各様同年に科学を
中に八各様同役に中に成に成に成に成ふ

只今迄私料等申入候とも雅楽頭殿割附に被成候、
之取売とに存候以之売とハ雖申候節有候事申候得共
伊豆守殿昨侍ニ付て存候ハ相ハ只今迄之役義之筋
合ニ而遠ニ御座候義ハ申上候ハ無之の伊豆守殿
も一ツも不申上候付雅楽頭殿ニ候而も御存候儀有之
之も是ハ無名ニ而我ニ相申候料等之趣之存候
ニ付安房守料等之申処是ハ同人ニて能々取過ニ
至候故此時分之ハ老中役人共申候様我得義を
常ニ守り申候御老中も御政務の義人を越候間

を取ニ申候伊豆守殿ニ申振ものにてことなひ候ても了るへし
ヶ程之事も観過念に存候ニ付不申之候申上候天下の
御為を大切ニ存候故如何にも御座候を御申候之節ニ申候
此時分まてハ少ならハ如何之也先別安房守殿ニ申之也
井氏ニ申し又安房守ニ申候ハ堀田筑前守殿仰合之人
ニてハ又安房守殿町奉行役之御待ニ付筑前守殿ハ御礼
反越候ハ遂申候大役之御事之節ニ付候を加へ勤之
申候仰之事加仰之申候ニ付而ハ子細成加様ニ人ニ候ニ
中将申寸一ニ御座候儀ニ而ハ子時分ハ聲として御座を立申との

と存る事在は処ば能存ありや候共夫に不申
ずやはり不申ものにくいふる中ミさせぬ様ハ仕候
其の外は是は不申と存候て八未し不申の私と存
出と申物にては虚心平慮を仕らて少しも是非ず遠まし
と候とはし方く忠義にてハ理非迷中者は私すニ不叶候
まらの一言面白き候の由安房守様も申ら由新井氏兄弟
やしき安房守様父祖の家法なるべしと見へやしそれ故に
文恭院様御代大坂町奉行御仰付候由

一 大猷院様御時細川三斎子忠越中守殿へ肥後を下され
御礼として江戸へ参られ御対面の御礼之上にて昔年物語
共御座候時御尋之御様子御前之は兵法の事御申候へハ少し代
之儀をうかゝひ見申候由申さ中候へハ大閤之時御見へ候一代
三斎之申候ハ我等大閤之前にて御目に候こと御語らるへハ
末席に候而処大閤之をもしハり申のへ参るへ申候て八年前
権現様ハ大名を被成も
諫候ハ之宜し又候へハ今まで一度も我等ハ元申
とて長公のゐ御成候ら御ち先ま諫仕候なりしな
と挨拶の時　権現様ハの御御気色を候る上様にも御さも

るまでの儀には武士道の義ハ私を御帯し申さるハた
様の上意御無用に存候小牧にて惟に上様も御難儀に及
程の私敵なる只今の御意通り御奇特と存候旨申上候て
御意に御座候列座し面し御手を出し申とは太閤殿
くしても座を立んとせしまでも権現様御思止
ふ下列座の面々只今の上意には御戯れと存ん
とは思ひ申さず候へハいやく左様なる事にて武臣之義
ハ上意ゆへ度々御辞退にても候ハゝ只今御笑止に存候と申
様子を御さきにて申上候へ右内又御出しなる様にて申き由

先頃も御家来に至て鎮撫子細なし候て安堵遂出申候上は今に
存せし上ハ危き儀と存候得共為聞候得共天下英雄の
人を欺事はなく候て新井氏窃に笑申候右内何の事
も存知候太し義正しく候ハ　権現様の御様子と識
の為にて御坐候時より之通りに右ハ不住して知る危の
事に至り私に太き過りの御家来共ハ却ハ此人ハ武士
道の義に於ハ身の猫も何も顔をなし武臣の本底を仕
候て天下をも取る人に至るまでも右内をば安堵させ候ため
鎮め御恩を知る物と存候魏の曹操も劉備を天下の

英雄はたゝ己と我と二人とのみ延と金はかゝつて
て差と云ふ所雷のおそれる所を見ても同し
んるにおそろ〳〵記事として見しめ所を八幡井氏
推察し西と云ふ

一

小笹勉兵衛出西方に於藤吳の事を外安
義を抜所を殺張兵衛私共に出ふ〳〵所いつて
張密を知れ事〻外山沢書記と相尺中に別紙写
の通に候八徒に揚げ加西村安義を稼ぎの所
仇の吳要も有之事と成之に相沢中之一人と

白石氏一件に紙紙白石丈中に八筆角風と中之分
国主てもなきに中て時事に前の所に尺中
八風の京中に中と中に中に今に仕に果て怪吳に八
事と中に事角風の事仇の書に事と中に先生の
出者不に知出に中に白石惜我の思に中に徒に事六日言
年に別に国所保地村の山大に中に北海の様如に
二本に中に吳今事国所久芳村の界好北木山と中に
て八一本の様に尺に中に大の行北様如白き相分
の木山に清中に様和藤天保墨に思事北国

白き、拾貫四百計あるべし内白色紅黒き畑の
拾貫目吹出し日数壱百五拾日程にて
いたるまで如何也畑の拾貫目大分不分也
その一つ宝暦七年大風一度吹出し壱百拾貫
山伏滝りて五十七百四百程畑の拾つゞきて
つゞき四百百十百計上にくるくと舞又は北へ舞
通りし跡の畑の大きなる伴の木の上へ
三百四百程なし夫より五度吹出し
その家大分損じ申稲の中なと

通る時八百吹上川原へ出なしそれ分あるさて四百
まり又八拾貫程吹出し毎年七月十日より八月
三束五束の分ちけ畑いさ茂なと吹上ル
いたるまてすさまじき事百姓大困窮仕
き所の畑なし舞ハ時節村々か接安にて
の事共通り拾貫程にて大百ハ畑の内ハ無き
拾貫程にて大百人の拾貫と申ても
いなき夫故人なと又是も人の拾貫と申ても
中なり多くなき村ハ大百姓なし飛騨村

八百石三十俵也上

一 厳有院様御代始の時分小笠原安房守殿御目付の時
松平伊豆守殿と覚へ申候、此時分の百姓と他
所の百姓と公事有之、安房守殿をたのミ候に
て其御伊豆守殿安房守殿へ時分の百姓無理ニ候へハ
無之候由申候所、其時安房守殿申候ハ左様ニ候
私も具ニ承及不申候、然所ニ申立候ハ無理ニ罷成申
候よし申ハ以之外不届存候、其所ニ而一円承知致申候得ハ
其時伊豆守殿左様ニ候ハ無之候ハ御目付ニも不存候は

安房の中ニ存候所、御用ニ付申候へハ安房守殿
左様ニ候ハ只今ニ致承知候事不及義と存候申
候て伊豆守殿も感心被成候由

一 大老衆の御詮議ニ而、此人ハ酒井雅楽頭殿ニ而
御座候時分の御詮議不相済候ニ付則評定所之儀
以て人々御尋ね伺候ニ付、伊豆守殿評定所之人の
伺を申上候ハ、やかて尤ニ思召し候ニ付も御座候
ニ不及候、大キニ人々用のことを差控以て申候と
此御詮議役人を伊豆守殿の御見合申候と承伝候

向後ハやかましく御吟味可被仰付候ニ付
伊達遠江守開発ゆへ之由申上候ニ付而
其より帯し候此時分ハ御法度之旨を承候而
ひ候事ニ候得は

一 大猷院様御時の事ニ候紀の臣安藤帯刀家老
勤候まて江戸ニ而御法度の家老安藤ニ家老道条
以て家老をつとめ申ニ付尾張中出候ハ安藤ニ致吟
味候様ニとも申候而候ハ相名乗安藤申候ハ此分ニ御
来よりニて帯刀名乗申候も御大法の儀ニ有之分

不及是非儀ニ候へとも帯刀之儀仰付安藤ハ
別る此中人を以被申候帯刀之儀付老中乃使
ニ成候帯刀之儀ハ御差紋此義ハ御法之儀と申上候まて
なりや御意中御尋ニ付此段金銀以て能ニ候申達候
予附帯刀申候ハ此名金銀ニても不得兼知り此丈ニ御法
之御法ニ候へとも此名を出し候ハ顧本ニ分立ニ申し候事
家老之儀ハ御役ニ帯刀ニ自分ニ申付候為御済有之
名儀ニおよひ候家老道を出し申付候と申候てこし
以てハ此帯刀ハ立ニ申御法ニ候分別ニ承知候て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 大石内蔵助三男大三郎京極甲斐守家来
源五兵衛家ハ侍ニ召抱ル姫路ニ
住居ス 一和泉屋長兵衛
[illegible]

一 [illegible]

面白き事ともに流儀の文字鉄壺なりしは此法師なる
事人の噂へ及びしは寛永年中日光へ京都より
御召寄の釈文より宣をもて二代様より出されし由
一首の事を添へて納め申し大猷院様御直筆にて
来ると道にて日光へ参着申し此風流成ると申伝ゑ候
小前それとは今は申さぬ紀のゆへなくハ東の前原
前原の本にも候らんや佐本の前原からとて二時分吟味
まで宛中出し此新井氏京都迄清揚御殿へ持を被
申し付候らが吟味にて私とも承り候へからま此嗜

然るに大猷院様御時分といふ事にや小振之士の風儀も
信にも上下ともそれを御感有之御賄被成候
度と堀田加賀守殿前髪を立申されに御前へ出し申し候
候を御意ありて御前にて御諫有之候加賀守へ被
仰出候て其名ハ御名にて候への志賀の紀の前の御免被
小振之への人も又若き中をも通加賀守殿御志有之候
半様ありて半成候は在様前に御座候は御雑本中へ相信を御付
をたまはり候半に小中は雑本仲に
猪子は新條此之を被申
何の聞も有之上意の事之
一
堀田筑前守殿稲葉殿見守殿と喧嘩の半嫁て参り

道に沿ひて石州筋若くは伯耆筋を以て出張
し[illegible]に[illegible]筋若くは[illegible]を立むとの時に[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]筋若くは[illegible]の金[illegible]
[illegible]筋若くは[illegible]を抱
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 大猷院様[illegible]界[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

陸奥国様に大護られる時節昌平を遂て拙者と存る大
切の御分と人に成られ忠義を尽し今分を存奉公仕
如此当年の内方財を取すると云て私事も御
下屋敷へ知つ事も弱る中納言様御角の稽古
ゝゝやくあつて加賀守殿へ出しを以て八重沢山家老役に
先祖中山通称八郎兵衛と申人義を以御仕置を
被受候に付自分の年大役を以て御仕置を上新
同年に成て家老を被仰付候へ共拙者老く者上様に出家を
ゝる時分立帰る者一の御忠義を以御奉公を
仕

仕分を出家を被仰付候へ共是に対する
取に成て家を取立申と云て新番を
被仰付候へ共新番を上様に代始の時分に一命
捨て下りと申ゝ義八親伯中ゝ
先上様と私ゝ以て八存ゝ
詩を知存ゝ者ゝ出家を以今佛化界に
たゝ居りて存命仕居申ゝ只今ゝ出家御代始
の御分詩河大納言様を安義右京を出家を遂ゝ
内自害を申ゝ御様ゝ私を以御分に成候へ

[illegible]越上意ニ越申ハ[illegible]右京進申ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]又申ても[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
作[illegible]右京進申[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右京進申ハ[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]
右京進[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以報ゼント欲シ中ニハ此要件相案ニハ大京ヲ去ル
百四拾中ニテ有ル和平ニ成ル時ハ一命ヲ投上
中百中ニテ平ニ成ル時ハ此度ハ必ス此儀ニ
処致度命相成ル中ニテ不本意ニ有ル
哉ニ知レ中ニ示ス所一同ニ此儀ニ賛成ス
場合ニ成ル事ヲ以合出ル中ニ切腹ニ場所
兵庫時分迄ハ相成ル事ニテ然ル自分暇ヲ願ヒテ別ル
ハ対スル事ニ成ル士ト云ヘ共ハ我ル所ニ成ル中ニ

一 安政六年京迄右清国ノ基ヲ下ハ以後ハ物ハ大綱ニ撰

ハ中ニ云ル俄ニ堅約清国百ノ答ヘ一同ハ外国ノ
結中ハ此儀ニ成ル所ニ成ル仕ル事ニ成ル事情ノ有ル
ハ云ヘ世ニ知レ此ハ中ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル
大京ヲ中ニ成ル所ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル
ハ中ニ云ヘ百中ニ八千ヲ以テ成ル事ハ
百ニ成ル中ニ成ル日一日百人ニ成ル
焼捨ニ成ル成ル清国ハ百人ニ成ル
ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル
ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル中ニ成ル

此儀を一言申に付て或人を伺やうん此用を行ひそこを
立申に付て申きかせ神妙をれ以つきを成此仕方を
以て人を居相て案くるを所申と一民とこくの此度を
案しに成きぬと引あけ又こは自裏を成て此度
に流石こは拙るとを案こたを國能こは痛り記
御こに

一藤九郎伝長成付陳を明る事を百たて案に
て所申付ふ藤九案くる又こを立てくるを不能を
明て又申とたて申に相成御案伝長能て御乃

為を所申御こを成藤九を陳をハあいて居こやを成所申
こハ藤九申にハたちて居申に伝長出今是こを
ぶこハひしとたて申吉陳に事を申と所申に申時
藤九申にハたちて居申こ民御和の御をこ
陳大將様こ此ら成案こるたて出て伝分の読人
を居申にあたちて居申合申にて八此深来の拙ふ
居乗こ此ら葉を成居こ仕こくに成能と明こて又
たて申にて読人を吉を成申世申に流石伝長乃
案こ入こて例をくに仕に和との定量を成こ大將ふ

ばらの中なるものハ元海あるべき筋と存ぜず業光ハ
軍のけの取ハ

ケ様の話をあるべくハ信長ハ阿波使ひ仰せ
こゝろ北ハをむかふるまゝ兵乱の用行実情のたく
ひ是ハ限りなきこと成べし

そ後本能寺にて明智軍勢本堂一とつゝ
押込ハ時古参の武士へ称し為ハ是時分信長
の陣屋を拵なき数十本本堂の天井ハ取り放ハ
右ハ警ゝて悪敵中ハ放火を始さかをこゝる騒

大騒ゝのけなゝ仕ハ也ゝ存ぜず田仙(シラウデン)家ゝ中
ゝの組のハ陣拵ハて押込ハ処業光ハ力を
拵なゝ白小袖ハ整を御袴ハ本結ゝて業光髪
ハ結ゝる切け出ハ行ゝ長ゝ糸を右の四方
田地ハて実伏中ハ業光ハ信長ハ小袖袴ハ
きのまゝまて刀ゝて出ハ行ゝ長ゝ糸
業光ハ伝ハ謀叛ゝ人中ハ也ゝ八子ゝ奥一ハ入
らゝ人ゝ人の歌進ゝる後を見せハ年ゝ
なくハ也ゝ業光ハ伝ハ尺ゝ中ハ行ゝみゝ

申候処大ニ気失を致してすて候ニ射付申候をもこ
掛候ら申候處奥へ入自害と見へ申候乎毎く犬の子より
申候て致落居候者今田何某藁丸ヶ首を立て雅任す
為見候節目ニふ致してとくと見付ニ而印之と見とる
平後藁丸ニ㐧と申して首上まて振候ぬ㢠をたつき
申出し四方田ハ後ニ越前へ抱られ申し丹波守の比ニ四
方田式ヨモダと讀申ハあしく候意にてシホウデンと讀
申答ニ候それをシヨウテント讀誤申候 今越前ニ子孫あり 四王天と書
有之一老松永久伎ニ出く哉見記ニ申ノ指ニ而之候

実隊と見へ申候本書ニ跡のかゝり候る大将迄入候附
落申候す又ハ藁丸ヶ徒頭方紙の草本(ヒラモト)藤(ユヒ)なと札ニ
西ろくを申候起る実記ハ相迄くの不之る気申候略参同
くとくら致申す 天罰と申しへもうろしうへ申とてハ
楼君をを判天罰と申候く易窓易思ハ小笑こるく
思ひて志をと折申事 て致申候後小くして心大
なる不まてく

一 赤穂浪士義士の附吉良上野介宅ニ押寄候る先隣
邑家土屋主税方ニ吉田忠左衛門方ら使者を指越候

るゝハ沖世内函館新潟兵庫人の欲まゝに成ぬ今
吉良上野介殿宅へ押込申ハ不穏動の者廣
作業内ゝ忠士ハ赤穂浪士の復讐乃ち付成て
ゝ内ゝ入ハ主殺せしゝ仇敵を
未遂と雖ども地竹を切ると云ふ事ハ
とゝろく雪雪を乗ゝ者ゝ竹を
ゝ敵ゝ雪機を撥を抜ゝ
ゝ成ゝ成ゝ成ゝ
ゝ成ゝ成ゝ成ゝ

なりてゝ世ゝゝ乃ち天ゝ市ゝ繁る時ハ一日
勢りゝ成ゝ成ゝ市ハ人稠ゝ繁ゝ
ゝゝ成ゝ成ゝ大ゝて世ゝん中ハ又一
人額の庶を尽ゝゝ音ゝゝ繁ゝ大勢の
ゝて ゝ成ゝ仕ハ芝ハ上野の ゝをあけて
収ゝ紀ゝ少し ゝ成又ゝ方ゝ方ゝ
芝越ハ今上野ゝ庶ゝ入ハ月あゝの
乃ゝ八ゝ成ゝ上野ゝ
をあけゝ根藉のゝ成ゝ騒動を仕る

逐ひ、なほ太刀を抜き放ち、又中をとり直し、
はや押寄せ、はや陣を
付けんとひしめき、はやへし捨てはなへ、
才くらべとなる中、立秋迫り、
身の火ぐるんの欲をもつなる事やはしさ
る孤月のあるうるはしき仕様
辞りたる仕様ハ後に
中義ハ、なるべき所
第五百八十俵井氏相談に
私の公儀七人の仕様ハ

五百俵不足ゆえ仕様ハ
三上合図をもって
なるの風にて
ハ、ハ、ハ、
根をつなぎ
中しへハ竹井氏中ハ
分士ハ
おくれ
五四の大石を

迄くに承知仕譯承知くすに候得共御座候主人の歟
御出ニ成候ニ付らく御さらへ申候ハ、左様なる之右ニ而面
候ニ付、上ハ其方の申候を御尤ニ存候て承り譯承知
左右に存候を申候ニ付候ハ、譯申ニ付申候て
左様ハ、御尤ニ而右申ニ而御家来の御ニハ申候て承知存候
候ハ、其元ハ御好せニ在候ての内証も申候御尤一両人ハ定
其御様に付て大切ニ御存もの両ニ而申ニ而申候一両年
人焼のうち御座候ハ私ニ而の申訳立申候仕又長一通り
名代ハ其御家来一命を御助り候ニつき其の御事存て家

先ニ承知候時ハ御承知仕候へ共七十物ハ之方右様の承存て八百両
御座候ハ其存ニ而右ニ付御内ニ御存候ハ其方申越候御家訳
一両御座候ニ付存ニ而被申候ニ付右七十八両立ニ半ニハ家来ニ成候
一両立ニ御譲ニ存候て右立返てる八両家来一分立ニ御申候ニ付し候沙汰
不審ニ候ハ、其ニ付内証物程ニ存候二両の仮存候ニ付て
二三人立会ハ様ニ付御承知仕候へ共ハ先方右内証金二人ハ
段金中壱中ての付候て半屋好先へ仕取として申に一両ニ
其ハ付候ニ付る返中ニ付、其存ニ御祝ニ付合を云物ニハ
相成ハ一件成分加ハ此ニ付申井氏を以て先ハ先ニ存候先分

外ニハ紀念宝ハ有之候由ニ御座候

一 越前大炊頭殿家来当月新規被召抱候ニ付、右之趣申上候処、御用ニ被成候ニ付、同役ニ新井氏御咄之節ニ御物語申候処、是又甚感心仕候、新井氏申候ハ、大炊頭殿ハ只人ニ而ハ無之候、先年膳所正容院様へ見舞ニ参候由ニ而、近年ニ先年膳所焼而、大炊頭殿上屋敷中屋敷焼失之節、下屋敷ハ別条無之処、家中之者共不残罷出、材木之町屋ニ借宅仕罷在候、家中ニ而某本屋敷御座候、不残家来共立退ク　借宅

御仕置之儀ハ無之候而、広間書院なとハ不残用候而入申候由ニ付、銭ニ屏風并障子なと以仕切候停申候由ニ而入申候、如此之事ニ而も夫ハ又感心ニ候、然処近年ハ修理大夫殿儒者林氏ニ御咄申候、大炊頭殿儒者伊藤仁斎ニ講釈被申候而、猶又義斎ハ講釈之節ハ何事も此方ニ而ハ不承候由ハ会ニ申候よりも御申候義ニ候、結構不申候
雖然右之通申ニ候　正徳四年四月十七日　新井氏之書

一 右大炊頭殿正徳四年伊予守ハ親父之談、右浦殿ハ村ニ而

難有る國中制禁の事も多く有之候而大切成儀
家督ニ候得ハ御所内の座頭割禁すること御免除ニて家
中ニ御申候ニハ向後ハ座頭共ニ差上候者猶々御沙汰ニ至る
然共座頭ニ及ひ申し渡置ハ御構座頭一應も是ニ行届
候得ハ座頭共ニハ一の通り出来候而御分ハ穢多中を除き者ニ
盲分借座頭ニ至る座頭も猶手を下し手ニ是ニ出し是ニ入れ
平様之業を仕り近文様分出し御届御出来も有之も
かも無様の者ニ通し行かり候る平伏て仕り合御申
候ニ或ハ座頭分御座ニ相談之乞食躰ニ有平伏仕り

田の畔ニ取居て無理非道の相手共に申し候仕り候
者の平伏仕り候ハ何方ニもやお手許ニ御申当り共に候
之是ニハ乞食ニ名をそへ候て御中より乞食ニ言ハ是迄
諸々非人を常ニ御申ニ付置て人を見るもとの
乞食まてハ之一穴苗字も無之在目彩まして居は一通申ニ付
候ヘ申して梅干秋田照き穢多家中ニ而も在目特ニ
との申候子在り御ニ合候ニ御形ニ奴却り立申者ハ詮も
存知ニ在る者も無之在國取候役ニ相ニ存知申在其しいる
中ニハ乞食料金ニ子ハ證する損子ニ在る御久敷乞食ハ仕り

城町中ハ五五ヶ所仕布ニ付一番彩敷ヶ条ハ
安右衛門ニて一月ニ一度宛ヲ以て兵庫一組を
不足仕候時分拵候袋白米会ヶ所ニ付ル兵糧又
ハ生々の用ニ成ル者百ヶ条者ニ方打崩兵糧ハ市ヶ条を
老中ヶ所ニ悴ヶ人ヶ条ニ一度ニ成ル者百ヶ条を食ヶ
中ハ城内ハ人の兵糧ハ兵庫ニ蓄ヶ置ヶ仕ヶ内武器ヶ洋行仕候
処ニ蓄ハ食ヶ米ハ悴ハ新ヶ米ヶ食城下ヶ兵糧ヶ必ず仕
五六所も兵糧所ヶ有ヶて時ヶ之ヲ考ヶ
遠ヶ兵糧ヶ出ヶ仕ヶ内ヶ時分ヶ之ヲ考ヶ
仕ヶ組十人の拵ヶ之ヲ拵ヶ右ハ

安兵衛ヶ行ヶ兵ヶ新ヶ米ヶ一番ヶ仕ヶ
七百人ヶ条ヶ全新方浦ヶ百人ヶ条ヶ
ヶ或ハ百人ヶ兵ヶ時分ヶ城中一統ヶ
ヶ仕ヶ組ヶ新ヶ動ヶ者ヶ伝ヶ慥ヶ親ヶ
ヶ上ヶ世ヶ中ヶ成ヶ人ヶ新ヶ通ヶ一ヶ
新ヶ不ヶ者ヶ人ヶ兵ヶ成ヶ者ヶ新ヶ動ヶ
兵ヶ拵ヶ新ヶ動ヶ者ヶ全新方浦ヶ百ヶ
ヶ者ヶ人ヶ兵ヶ新ヶ者ヶ人ヶ兵ヶ成ヶ
城ヶ新ヶ通ヶ城ヶ内ヶ者ヶ人ヶ

ゝ八五寅の譜云ゝ遠江国佐野郡仕合ゝ仕他田ゝ新屋敷
五ゝ限那波たる御ゝ御令知者ゝ不ゝ知ゝ一家
他田ゝ所出ゝ八束上也世紀中振ゝて世知ゝ仕食仕
去果ゝ也ゝ出ゝ去果ゝ他田ゝて八束百姓ゝ中ゝ
て城下ゝ信定仕浪人ゝ仕ゝ国新ゝて孫ゝ仕食
ゝ仕ゝ也ゝ町人ゝ仕食八仕百姓ゝて食ゝ知者ゝ仕
百ゝ一百姓極ゝて郷ゝ郷ゝ八百姓ゝ知
不ゝ百姓ゝ存ゝ知ゝ知ゝ中ゝ令ゝ知ゝ
ゝ限那波中ゝ中ゝ学ゝ令ゝ食ゝ知ゝ

ゝ仕ゝ他田ゝ典厩宅ゝ新ゝ不ゝ父子ゝ代ゝ百姓ゝ振ゝ百ゝ仕ゝ
ゝ中ゝ城ゝ新ゝ条ゝ八ゝ狩ゝ夫ゝ年ゝ百姓ゝ
振ゝ百ゝ百ゝ仕ゝ典厩ゝ寄ゝ中ゝ百ゝ悔ゝ二十束ゝ斗ゝ
ゝ上不ゝ城ゝ使ゝ上ゝ不ゝ新ゝ武士ゝ百ゝ
ゝ限ゝ家ゝ年ゝ中ゝ寄ゝ城ゝ百ゝ中ゝ
ゝ百ゝ知ゝ行ゝ中ゝ下ゝ場ゝ百ゝ典厩宅ゝ百ゝ
波叔父ゝ代ゝ振ゝ百ゝ典厩ゝ出ゝ湯風ゝ百ゝ
新ゝ不ゝ百ゝ湯ゝ使ゝ中ゝ八ゝ寄ゝ仕ゝ城ゝ
御ゝ百ゝ衣服ゝ百ゝ八ゝ中ゝ文ゝ百ゝ新宅ゝ百ゝ風ゝ

[illegible]
を選上下を定用大小を分ち一所に新米八
[illegible]
典膳に[illegible]
[illegible]
[illegible]

今日多くこれを用ゐる御頭冠の如き佛足識と定むるに依て仏学は
面白からざる様なれども用のみきものなり天子被候も
為人民の為なれば用の学をもつて儒学とても漢学
古学の説に新切なる思召なれば儒学に元程朱の説
を以て講じ申候様仕度時の講官二条殿より上杉右弾の
古学を都会孔安国の流を以講ずる様仕度旨
講官人数四五人雑人五六人雑人に為親奏に成候自然
と中御所雑人十人の賞賜とても差支候に成ふ
以後作事は修業の最中を始め　林家迄も

一

朱子の集注を講ぜられ候事数年を以つもり彩を以後
は三條西及ひ金宰相取捨一定に成る迄は暫くの内勅定
を以て講官の内講談雑筆に付予別段中と定林家
と中儒者かの所者に成るも易小過しに付当達
厳命なる　天皇思召に依て布衣昇殿者
位して堂上に在る成意例を以て議奏を以て
六位の冠服を利定林家へ以下条　内々に付申て差
用ひて易を講ずれば

一　同帝若くは後桜町帝の裏御ひとりは和帝

北家と源氏あるいは
中古以上乃天子又ハ大臣の間ハ天下を治め政事ハ
志をこゝに成す世ゝを経て家ハ
嫡孫の書ハ御物ハ
後に源氏あるいハ伊勢物語の類ハ清涼殿迄も出ずして
或ハ菊亭殿実条公西園寺殿ハ帝冠帽を被り上者ハ
平仙源氏あるいの間し絵を所絵ハ仕ハ
拾遺ハ大なる法を
源氏の絵を画ハ中法

佛慶成ニ付地蔵菩薩ヲ拝ス　百首ノ和歌ヲ詠ス

人若　仙洞ヘ参上ノ四ツ時慶ニ成ル条ハ迎賀シ

人々酒ヲ飲テ夜ニ入レバ伝ノ通ノ事ヲ伝ル

上皇ハ後ヲ迎ラレシ事ハ思ヒ出ラレシ事ヲ伝ル佛事毛ヲ

一　程子ノ説ニ自性備所難克将去ト云ヘリ

佛其心ヲ常ニ忘ルベカラズ　佛ニ美ヲ用ヒ極ル

御天性酒ヲ嫌ヒ迎ニ出ル時モ性備ヲ伝テ或時

酒ヲ飲ル時ハ不清ノ薬ノ酒ヲ迎ル時ハ清ノ酒

天ニ対シ恥無ヲ迎ル　佛祖モ変ル

劇飲ニ付ノ事

一　平生佛酒ヲ好ル迎ル時ハ劇飲ヲ乃

用ル忠義ヲ思ヒ　成平ノ寵ヲ蒙ル

ヲ　ヲ　ヲ　

常こいつきもの御こゝろ安く召れ度旨上ゟ仰出
天氣を換せられ度旨被仰出候ゟ
中そふと勅定に付法花寺院へ
上ゟ被仰出武天皇御代天子の法自身大臣こゝろ
と清き手本と成り中ゟ忠誠云々
法用を選らく諸仏和尊こゝろ安く召侍妾
の衣笠徒大寺院を改次ゟ退中の主上ハ御歌を以相
を求なりこゝ入佛を遂ゟ忠清妾も常の通り徒大
寺院こゝ中ゟ仰忠義ハ感入ゟ時ゟ有ゟ逆鱗を

を安藤次ゟ長こゝ有ゟ召ゟ中ゟ八葉ハ大臣ゟ今夜
の内御妾ゟ生ゟ大臣こゝ有ゟ無ゟ長ゟ内妾
常ゟ被せめての事こゝ召ゟ中ゟ宿ゟ望
主上常ゟ発ゟ陸出ゟ金峯相ゟ人ゟ
の方こゝ仰ゟ時夜徒大寺ハ通ゟ云ゟ
祇園ゟ後悔ゟ通ゟ報ゟ寢ゟ通ゟ徒大寺
こゝ出仕ゟ中こゝ召 勅定こゝ徒大寺ハこゝ
出仕天京ゟ付ゟ所ゟ上ゟ八月こゝ
大こゝ徒大寺こゝ中ゟ時夜ゟ通ゟ

徒大寺八法遊も雖ども程朱の仏徒大きさく所なりく法也
ども 仏法成就有ること能 仏也く徒ち有ること能成
のミにして とくに北法信八法ることに幸るこれ所なく其事ら
御前伺公ることに法夜の法云尤の必ず思ひに仏法
色ども北法信ら法砂ども云ども北法の大国のすなわすきと
法止ることに程に附夜の法級八別屋の法級ることに法有
ども下ども法ども法ども今法ども法有ども夜ども法級ることに
法ども有ども法ども法ども法

士たりとも未だ嘗て誇り振る事無く下々に
仕へ同時疫病流行に際し佛法の
一 始め聖廟の斷絶仕候ハ五代の帝に聖廟さつ
きに八大学寮も未創中絶仕候ハ
只今に至る迄東へ仕者絶し用ひ
迚も遠慮に成候疫病にて御止申
一 惣て 佛人と成り常人の心根なるハ無之
法華宗に成り候ハ不思議彼仕候佛法
法華を遠ざけ候ハ不思議 和光孫
法華の宗旨 此宗教の義なる 書上

ら法華宗に人々合老幼の庶民迄
心服仕候仕候ハ四倒古実を引て諫言申上候
公方様出し所法華宗にすがり申上事
御尋れ 勅定に成 其心仕る通り申
大なる人の感化仕候知る通り 佛徒容に
一 右に心根なる 寒に関東に御出 此度上
此之宗旨の内に潜に通信の品多く 佛疫病
此大切に成り乱れ 関東の醫師 上
天聽に 親申上候 書上 百姓中 御

勅定之式附の所司代の
執奏等之ありて 百之法事 嚴佛丸逝去 京中の半後
歎悲の事 之大葬の
一 嚴佛の後形泉涌寺佛大葬の義のお指ゆい
法事生涯志の余中いろ郷法寺阪三條阪小倉阪
三人八佛殯所ゝ毛ゝ年も他の方分法中ともなく
をとをとをとゝ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ指ゆ
の知ると一向形見もふ中ゝて常ゝ法者北市用
お勅に免色の八ゝ未ゝ中男佛大葬ゝ年を深く嘆色

下ゝふてゝ年生北志を八死後ゝ御を指ゆ仕ゝのゝ
偽学法好ふゝ逝ゆるゝ西舞を大化仕ゆ色匂神年
ゝ新未一年を指ゆるゝ法大葬のゝ八お止ゆ指ゆ在
ゝて日夜 仙洞 女院佛所ゝをゝ大かけ
まゝ以又泉涌寺出家所中法ゝ力を尽ゆる
中ゆ指ゆ理屋ゝも毛ゝ疲ゝる御果ゝゝ八
下殘のゝゝ大葬ゝふ仕ゆ我世ゝ涌ゝ大葬所
ゝく心後國家の佛ゝふ去ゝゝ毛ゝゝを移ゝの
後を中ゆりきゆ毛慈ゝ 仙洞ゝも御逝

泉涌寺分も奏聞するに 沸火羅に後は相撲節は
八条宰相、天下に奇男子と云へし
一 先祝白石を人間に出す常陸の国麻多賀社風
風来仮と中半なる石に成て一夕夜泊てさ
さらと社も消滅せる志ばらく切て仮に成て民度
の中に〳〵と宝珠のごく仮面なる光りやはやあ
川ての〳〵中しと云へし又宝石のごく時動きて大
珠一丈ばかり飛ぶる龍宮に快楽の義を社人とも
移して風なる中仮に成ば毒龍宮を切けば
亦不祥託は新宮風風来賓うれしくこの石の御
私なり孔雀の孔仮面なる仏法なるおひしこと
き神の物と云へし是に引て孔雀人の礼楽に
こと事も中に常人のおしきりはと八名宮耳目を
驚しに仮なる人きて孔雀は感しこの耳
仮此名宮は八さて物を取て天の如しる
為くに是こる孔聖人の代の為孫に光大光のお
しきりして大の時感に仕り君に
正徳五年七月
先生 山崎嘉

鳩巣室先生収録

紀伊国南龍院様代大和郡山之御多門記録抜

粋中に時分関記録に見和寺山、大原地方之中之之

使者之事城に出相方之事一言坊の殿(ニヒリ)御今年八

年陸に長相方之働之事也天正年八年

八、所書(屋)る実八徳川家之士之也 故使者と

称城之也南龍院様御代之時之事也

之下千之之る天正之八年方年之天正方家年

之関記之之通りる紀伊国へ移越之(時)之

立ての家世世、兵仗に処抜たつ侍ひし、松平
中務代々懇に仕りる一族と分中様に仕り死あ
の家る格果中に仕り抜中に松平様る他国
の使中様、津山藩しに処に度侍国へ松を元
越り中形山と長崎に成り度出し業間乃筋
なる尺世家中方あ越中と為成別る大切
に使と年為に分間侍中様へ小松に機嫌悪
布しに成さらとて八好なる方と中為者式を
加屋しの使八名し乃布へ

一 尚北竹町菩提寺と中浄土寺、三年
三月付分分浄土と中七家名し蓮光寺位拝領
て尺布も者しに成に八場位に中仕世る抱屋布
は便文武禅に孝は付分儒学、志名し禅宗し
学合に成に仕の萩生知左つと中者代松平甲斐守殿
孝仕て儒に菩提寺と別る仏安し世子る儒学、
たは浄に孝は菩提寺に成に千に別々つとめて
名仏に中中年死人葬式法華等勤中
浄に成遠慮に為て名儒に孝は念形を

建る中に蓮光寺も移されこれを
とゝく還俗仕度旨申し
しる彩を画いてせやし浄土宗なる学文仕候
八幡上寺なる寺名を世間に唱へ
繁昌も多く成りて寺にも雑居いたす僧たち数
年ゆる長年に拵へ申し候合点にて八雲
も宿仕ゆえ申し上げ伊豆の下田に四年婚姻
しつゝも是ホもつきあひの後落ち候四年経
死亡いたせし上の由地元

人を知者数新世に成諸合中に入り蓮光寺諸
会にて御お法仕度中人も多くしても蓮光寺を
小坂お家の法の為ともなれこれ候八幡
中義不成申し世を八幡寺に成こと私方
不成なる大に成中なる時に不存申し疑
布する八幡に蓮光寺も細井二度と中浪人
と吟味し此者も沈倒事存に成蓮光寺
不伝の死すも無に成伝者へ如何も方外
中に八幡に蓮光寺に成諸合点にて中に世

[illegible]八郎伝も[illegible]と[illegible]分先私宮[illegible]
[illegible]中根[illegible]と久[illegible]中に貞八正也[illegible]
[illegible]貞[illegible]一[illegible]分先中に[illegible]
[illegible]自[illegible]の年[illegible]私宮[illegible]二十日
余[illegible]不毎朝起[illegible]静[illegible]四書[illegible]
讀[illegible]泥翔[illegible]人の[illegible]
[illegible]男[illegible]私中[illegible]学文[illegible]
元立中[illegible]私年[illegible]
[illegible]伝[illegible]先伝[illegible]

東[illegible]
南年[illegible]十二[illegible]文[illegible]
[illegible]食[illegible]焼中[illegible]

[illegible]二月十[illegible]

一 [illegible]毛利[illegible]清[illegible]
[illegible]伝[illegible]上[illegible]
[illegible]年[illegible]八[illegible]家[illegible]
[illegible]百姓[illegible]中[illegible]家の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

伊藤仁齋学を信向する伊東東涯は家を世々仕へ
て本家分外家来中八本家へ物産下賜也
中し世々家を成和家分諸中山名氏[illegible]
家来中も本家へ八物産雑仕下ル[illegible]百姓も
世々後本家と和と中ハ名布山と成
常憲院様代相年元禄中[illegible]
子息百姓[illegible]ハ保山[illegible]娘を[illegible]
[illegible]中山[illegible]八[illegible]
[illegible]百姓[illegible]

約速ニ通婚成ル調ヒ[illegible]
[illegible]
世ハ一日ニ[illegible]大方[illegible]人モ[illegible]年生
[illegible]
論ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一韓客筆語ニ書二部又ハ相彩仕ル岡槎瞬書三
老廣陵岡槎二冊ニ[illegible]
長門倉長山縣[illegible]助[illegible]
東武の安藤仁左[illegible]
陸ニハ藝[illegible]
[illegible]
中ハ徠義ハ保山の[illegible]
[illegible]

方今起たるの山陳山助の文を称賞するに熱
たるこの文を誇りて彼大言云
不術人牆下而走唐唯韓柳明唯
王李自此以外雖歐蘇諸家亦所不
屑為
と云へるも柳韓を称賞するにも拘て称賞するに
歐蘇は不屑為るものの如くの中に
と為て故下の淵笑とする中に新井氏先生
も此此と云へる生に伝へ道徒と聖人文章

云へ韓柳韓歐蘇を定論とせるが如しこの中に
は聖人も原徒を出せるなりこの中抵能を以て是笑
為る云往云へる中毎に小云知云事云
一荻生徳夫の答に今江戸にある文章は都一人稀に
と度同様嘲笑と中なを相伴仕者を新人文の絶
美と詩文と自然と抵語をかく出中に一笑を發
中変に嘲笑は意中に在て奇笑
為て此云へ奇笑云云して出るも深見盛
と笑中し庵の科柳此ノ王李と云へ中

出でも文章を歌し酬答せしめ文章を
不易を主とし近来奇怪しく偽の言を山縣
加助を利根の偽作を西郷義西郷
以る海西を鄙とせり西郷又文を称する西
郷方へ出掌を指示し日本なる文章を知る所なし
知所を以て津と西郷方へ出たし迎送をせり
る山縣方への書簡に西郷松浦を為せと
称せしに西郷も文章なしと方の書と
傾きせり津奇特なるものと松浦西郷

為るも小使に下るを松浦に為すに堪へ
西郷一云し外分辱を切せり井氏を
をおいろくの偽を寄の嘆変るを
正任三年 月写出

一 偽 皇子帝淳延と
立上今年帝十四歳なる宮女十七歳なりしと又
歳なるに十二歳なる偽なるものハ 出不拠有 閑文年
一紀氏内侍下出院なる講書を時分百七十人位
砥底なし家を分も出産分 京山文賀講沢

こゝハたゞ人なるべき筋にあらず　そもの
ものゝハ百と陸ふ中也中来京山生ハ　あるべ分
設書ゝ長く　西往四年　ゝ有ける稲荷水来書

一　井上氏行紀再ゝ見中ゝ南ゝ陸布半ゝ多ゝ材女
中ゝそハ　ゝ和と尺識もるゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
井氏なゝ年今ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
行紀ハ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ふ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ふ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

士ゝる　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
お　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
稲　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
親　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
さ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

常ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
遍　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

[illegible]く英雄とこの[illegible]も[illegible]御方[illegible]は[illegible]正徳五年 井底
[illegible]日[illegible]

一 檀那様[illegible]付[illegible]やうん[illegible]寄書付にて一書を[illegible]
[illegible]に[illegible]と[illegible]義[illegible]書付[illegible]
[illegible]と中[illegible]
[illegible]今[illegible]て[illegible]方[illegible]
[illegible]筒[illegible]書[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]
[illegible]

平[illegible]
[illegible]
[illegible]

大陸殿様の下に立を清元家中に広く
意たるのおもふ所なし各別の恩顧を
中し上聖人の為なるべく
中に就佐藤方の為に中に
此八大陸殿様の偉勲の不世出
佐藤先生の為に為を
為と云うらし定る方し人中に
用ひ立ふ中おもふ
ふるのと為らしたる人
佐藤方に

ふ中に其又佐藤方たし人をこなし
中に為時八後に市の仏教に北上野
ふ中に古人の篤学を示おもふ中に対する評
佐藤方父子北に遠中に対の中佐藤方八
指取孫の学を佐用北下
学を学く上聖人の批評を
なてすく母学を付
ふ中に古人の批判に中に中に
佐藤方おすく中に定る学問に

ての義ニ付テハ只今かゝる所ハ
上野ハ原ハ文ヲ習て政柄を執ル人ニ成ル
人の為ニ至ル以後ハ選挙ニ付テ
ハ人の志ヲ尚ブと感シ以テ
姓名を録ス市ニ成ル一葉ニハ家
中ニ市ハ八幡井氏もそれも第一番ニ
家中ハ日吉月十日

一

今度能登様ハ越ニ時分ハ行装ハ
神社ニ付ハ義ハ代中ハ大ニ綿衣位の義

ニ市ハ財ニ相応ハ先第一義ニ心あるハ感ニ堪る
第一ニ市ハ振ル事ハ市の法ハ米ヲ沙汰仕ル
生活ハ一汁一菜ニ成ル所ハ先年ハ酒肴
ハ用ル迄ニ振ル品今ハ是ハ法振ニ堪ニ
ニ成ル上ハ和尚山ニ成ル学寮ハ急務侍中ハ
勿論農工の者ニ至ル迄ハ沙汰ニ市ハ且又今度
日吉ハ越の瓜井伊原ハ貴ヲ始め廻ル所ハ
振ル市ハ振ル水戸様ニ成ル中山侯ハ
紫宸ニ布ル市ハ振ル也ハ行要の法ハ力振義ニ

御分裾にすがりて泣き悲しみ給ふ時分に成り中に
御間へ元の紀三郎席に列居し宿老八と称し雅
楽頭殿に成り郡司減俗の小袴さへ有識の者
論じ合ひ給ふ

一 所司代東長左衛門殿人 教有院様御代御逝去
なり諸家の志を者共今七十余人老人共
に成り方へ年寄り御子中に 教有院様御時相年
伊達中務殿博多の御親戚なり中
務殿御分殉死人に成り人数四十人に成り

殉死の名迷惑に成り天中に示し給ひ度と
存ぜば此程無分に成り給ひ
ものなれば天に対し殉死の人数中
年八年に成り苦しき忠義者に成り
さ老に成り殉死に成り殉死に
成り殉死遠に成り殉死に成り人中に成り疑
の者出来に成り忠義に成り殉死
人に成り成り殉死に成り人に成り
伊達中務殿感状に成り殉死人の数

叶ふ中なるに中されて近代乃茶屋の
茶を売ること是等いふりをの俗なるを利休
色極と和と古来の侘は今日十七
一 本村法十郎方ニ利休辞世の家自筆有之也
図ニ載せし所歌也 尚此ニ乗せし宗
易ニ有之所人ニ利休と宗法十郎尺付
出ル也ニ中 辞世二首有之一首八娘おりん方
ニ遺ス也ニ中 法十郎ニ渡ス 笑ふ中ニ法十郎ニ有
有之ニ一首

利休より家督の行をうけしられ
茶聖相よ古来むとおもふ

おろかなる八詩やうん一世を中ニも好矣念ニ
そ分ニ云ふ所ニ云ふ所ニ中ニ茶を立振舞
そ茶人をすくよ所足ることて行中ニ茶人の
ふるよしは世ニ出付十ニ中ニ有ることむ
世の外ニ出ることを細出所ニ
御しかニ世相ニ中ニ茶を細出所ニ
ふるこ所ニ慰ニの大名ニ
ふるこ一回よ茶数いふの後を思ふ八孝ニ示ル

こゝ世を捨ハなくらぬ歟と古来笑ふも
和歌よりも天下第一の人なるものハ人
の死を悼んで後容をていさ記を雑志
抱ハ古こゝ以宗易一代の物数寄と云ふのなる
さに拾ふ中と古来ふ日二月四
一 寛文八年二月有馬玄蕃頭豊氏十七歳にて
卒世り千姫ハ松平淡路守忠雄乃息女な
るさ〳〵二月中旬の比婚姻あり〳〵に六月
の末つゝ使ふ列来悼の哀二首あり

うゝ祝のまゝ小月ものこれるも
消ゆ人の命ハ新ハそゝ〳〵に
さゝ露ゝ千さゝ〳〵と玉なゝ〳〵
消ゆ一さゝ小ゝ千ゝ世ゝ

悼有馬氏　水戸相公老園

十有七年胡蝶夢醒来何處復道
遥涙和　薤露先秋落此恨綿〳〵
更不消
有馬山いなのさゝ原白露の消て跡なき人を思ふ

一太閤様ゟ之米田屋敷ニ江戸奈良屋清兵衛ゟ被
天正十一年七月七日ゟ米田屋敷ニ出来ハ小谷柳瀬
陣を立ゝ之ゟ出張ハ御奈良屋ゟ被
田大音本町ゟ速水の町を放火あつて人
数を出し本陣ハ川ゟ之ゟ○ゟ繁
田伊賀守屋敷ハ城ゟ出ゟ右岡孫治を
時日を以移進ハ出張ハ御加つて奈良屋ハ押出先
手の堺ハ東ハ今市府金山の尾嶋を限
彼陣ハ平野ハ富本町を限て右岡孫ハ江後

と云不の尾嶋ゟ出張ハ諸手ゟ諸勢人数五十八隊
中つゝ出ゟ二三日双方とゝ出張ハ御
云ゟ紀州の東野山の根ゟ西ハ河内山の尾
嶋ゟ西ハ深くと城を切ゟ世大堀を つゝ世
千上ゟ柵を根ハ用ん有〳〵さ迄ハ分れ出ゟ
もたくゝ云ゟ西ゟ出張つゝ必ハ有ゟ岡ゟ東野山
と伊賀山領嶽と是西山と本町山と云ゟ不平
城を隔ハ善信寺ゟ東野山ゟ城ゟ出ゟ賀屋河
是山ゟ出ゟ田伊賀屋敷嶽ゟ八河内ハ深ハ屋敷是西

六中川瀬を渡り木曽山八羽栗筑後守を先陣
あつて左岡掃部川を越し渡る大将〻の内あつ
て尾張表への侍をつかはし
ゐをあつて四月廿日の夜明に人数を出て
犬の至山東曽山と云ふ高山にして
佐久間玄蕃及犬の至山の尾崎に人数を
押よせて翌廿日南へ寄て押廻て攻て後
嶽をも東向に打廻て黒田山の城を取て
鬼を焼くべきの旨仰付られ候故攻せめる午刻午

攻落し城中に籠りし人数大将を始め一人も
ふ残討死せざるもの多候死人多くは
る枝佐久間及佐先の侍共引きかと
尺を知らたくて次の廿一日城嶽を攻と
残る木曽の城に八羽栗筑後より為掃
を以て出表の侍をつかはし渡る大将清洲迄退去岡
掃八清左の侍をつかはし渡るもたく時刻
を移大将の城を出あつて三夜の暮午
黒田山に侍を無あつて結久間及の人数を退立

はさまれしも佐久方面の人数とも義を不
ふ乗ぜて迫り来る四山の軍より後嶽とも
打出て城の墓山の上に出で会戦除て
人数を二敷進ませる人上下とも小田を警
しやうせ今日佐久方面情況ら解軍
西方の軍なれハ敵を見ると隙なく赤面し
敵味方ハカタメニカケテサハキ中と紀伊久
方面ハ先城の墓山の城を押への人数を立ち
出し一方ハ城と山より敵て二手を一手に

集て引なるハ敵なく引出て来て来る見け
め此会戦を決せんとの心ばえなりて者へ
さ山紀伊ハ城を出て来る敵を打遠しして敵を立面し
人数佐久方面ハ城とをふ佐久引遠く
行程ハ佐久方面人数ハ多くなると見へ中山
つるを見ると遠くの時ハ弥さをひ猶と紀伊
方撤ハ佐久方面人数ハ今の軍と
三つ分れ孫と遠ざきて山の墓と見けて
南方へ敵と如て計ら者行来も

逆のふるもあり退くものの勢ハおもふ休ハさ
して押寄る敵嶽城の麓山南城籠りこゝる
人数も城を出く先くまを退つゝき城の東山
の上分下へ押おろして攻の下の山
先ハ人数をハ出あつて暫ハ休息と尺つゝ山
東表より東の山の城より毛利と人数二備
を出おろしつゝ攻つの敵城ハ籠人数をハ
城分押出して東嶽山より出あつて暫双方
毛出しもなくなくしら年刻過る程より南方ハ

合てハ合戦と尺ハつゝ始分小の敵軍より始く
手負ハ敵味方とも小へ敗れて平地よりあき不
寸出もなく尺つゝハ尺こゝ長まて終より小勢
退て味方人数退て出て尺へ〳〵程に
依て味方の猛くるゝと人〳〵吹の声を上て
互に笑歌尺〳〵ハ終より出家ハ小の頂て味方
の勢退ける半日尺ハ以前分柳瀬の上の山城
攻あつてハ本陣と中つゝ
移る小の頂ハて諸勢悉敗軍ハ第四尺

以前分柳瀬の上九山と中之城を城と攻撃に出
あつて兵を繰出し敵方城と中すに城兵は
敗くなれども城も堅固なる故籠城
立て堅固千人ばかりにより味方は勢を押上
て迫れども敵城中より門を閉て切て
出ると見る程は敵は繰出し敵方よりの応人を
つくる事千人ばかりなくして毛利元助と元
春と出て来る人数多くと中に城中
兵庫寺坂手附の木下中坂と中しつる石

ふつけてさつりに相て元助元春を刈
太閤陣に元春入元助新城に御陣と云
つる繰出し敵方は元春元助を刈
中なるくさ刈繰出し敵方に元春
太閤陣に上る
手取は相手今迄湯屋あつる府中城
間は負て仕陣をすつる此方二万騎府中
の城に元春元助攻あつる府中
の城を八手取平地ての合戦人もなく出

[illegible]の[illegible]の[illegible]数[illegible]刈[illegible]城[illegible]
きに数しくも攻なくして[illegible]
[illegible]に[illegible]攻[illegible]
たりて[illegible]討[illegible]
[illegible]の中[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]

陸奥守家老

〃

〃

〃

一少書

伊達安藝　南部氏ロ万石集

原田甲斐　同

宮田外記　吉方二万石

古内志摩　日日暇死

蜂屋主馬　老中前田ニ[illegible]

石田作右衛門　[illegible]

右為御出会申渡立会軍役之切腹仕暇

申渡仕馬守屋敷ニ[illegible]

三月廿八日

一松平宗伊達兵部少輔殿御預ケ申渡

仙台ニ[illegible]

兵部少輔殿ハ立花左近将監殿毒味ニ

[illegible]大井新左衛門殿ハ伊達遠江

守殿御預ケ申渡

笑松平陸奥守殿一門ニ[illegible]家来ニ[illegible]御預ケ

仙台ニ加兵部少輔殿ハ張守殿ハ仕万事家来共

遂相談陸奥守殿ニ[illegible]

少輔殿御[illegible]

[illegible]人[illegible]和[illegible]所[illegible]伊[illegible]金[illegible]刑罰[illegible]後不
他[illegible]下[illegible]事[illegible]所[illegible]地[illegible]安[illegible]平田甲斐
[illegible]庵[illegible]仕合[illegible]事[illegible]人[illegible][illegible][illegible]思[illegible]之[illegible]
[illegible]安[illegible]代[illegible]成[illegible][illegible]一人[illegible]庵[illegible][illegible]松平[illegible]
[illegible]所[illegible]陰[illegible][illegible]病[illegible][illegible]上[illegible][illegible][illegible]
[illegible][illegible][illegible][illegible]伊[illegible]中[illegible][illegible]門[illegible][illegible]
[illegible]戸田伊[illegible][illegible]大[illegible][illegible][illegible]高[illegible]助[illegible]
[illegible]法[illegible][illegible]市[illegible]成[illegible]人[illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]東[illegible]

大井彩[illegible]衛[illegible][illegible][illegible]人
市[illegible]浜[illegible]別[illegible]
四月[illegible]
[illegible]所[illegible]陰[illegible][illegible][illegible][illegible]
甲斐[illegible]一[illegible][illegible]津田[illegible]田[illegible]助
剣持[illegible]
立人陰[illegible]
今村[illegible]
伊[illegible]

一

福島左馬之助殿江戸表ニ而分捕之品
逆積ニ仕候ハ、御咎ハ無之哉ト
ゝ申ニ付、左馬之助殿ハ以書
ゝ申ニ付、左馬之助殿ハ以書
ゝ申ニ付、左馬之助殿ハ以書

たとい中分なりとは申ども此節こそ世界一云も中分
て仕まつる事も是こそ他国ケ原に時分天下はけ
めの良私は味方なり中とてはなるべき
思らくハ二度時分私一生に一度は味方なり上にて
出利軍こそ世界中百姓〳〵共是こそハ四国地の
敵にても孫まても一度ハ此先と二の家御に
拙者こそ此敵方の思と此意ふと逆ケ根に紙
津出根と左まる根先と相分ける
只業仕くとも思とはたてあひまつ思今までの

此方公すれと無拙者牢いうにしても左意
左まる所に成自を来て長ケ出業に深を
久布右結中に相ハ世やいうふ仮るも以前私一人
成と是ホまて生寝るもおるひとを釈るの思
を対まつ〳〵くなを取らるまつ〳〵ハ世去人のす
き様を釈ハ日ハ此逆さまとも百流浪ふ
仕拙ら如ら不〳〵を中に不左京なも成
流まおよいて二世出る時分百長待こる云
実のとまて返り出らるせさしたら西人左

[illegible]
[illegible]